

平成29年9月7日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成29年(イ)第8号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成29年8月1日

判 決

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

広島県庄原市三日市町406

被 告 津 田 廣 雄

主 文

- 1 被告は、原告に対し、7万7340円及びうち6万5000円に対する平成29年5月2日から、うち1万2340円に対する同月8日からそれぞれ支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを1000分し、その874を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、60万円（傷害分50万円・邸宅侵入分10万円）及びこれに対する平成29年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、治療費1万2340円及びこれに対する平成29年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用被告負担及び仮執行の宣言

第2 事案の概要

平成29年5月2日午後5時20分ころ、広島県庄原市三日市町309の

原告方敷地内に、被告は正当な理由がなく侵入し、そのころ、同所において、原告は、被告から胸ぐらをつかまれ、左耳付近を握り拳で3回殴打される暴行により左耳及び左後頭部打撲の傷害を受けたとして、被告に対し、被告の不法行為により発生した治療費、診断書料1万2340円及び精神的損害60万円（邸宅侵入分10万円、傷害分50万円）並びに遅延損害金の支払いを求めるものである。

第3 原告の主張に対する被告の認否

原告主張の日時、場所に被告が立ち入ったこと及び同所において被告の原告に対する暴行の事実は認めるが、傷害の程度は不知。損害額につき、治療費、診断書料は認めるが、邸宅侵入及び傷害による精神的損害については金額の相当性を争う。

第4 争点

本件における精神的損害額

第5 当裁判所の判断

- 1 当事者間に争いのない事実、証拠（甲1ないし6）及び弁論の全趣旨によると、原告主張の日時、場所に被告が立ち入り、同所において原告に暴行を加え、同人に加療約1週間を要する左耳打撲の傷害を負わせた事実が認められる。
- 2 これらの事情を考慮すると、被告の邸宅侵入及び傷害による原告の精神的苦痛を慰藉するには、6万5000円をもって相当と認める。
- 3 そうすると、被告が原告に支払うべきものは、被告が争わない治療費、診断書料1万2340円と前記認定に係る慰謝料6万5000円の合計7万7340円となる。したがって、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるが、その余の請求は理由がない。
- 4 よって、主文のとおり判決する。

庄原簡易裁判所

裁 判 官 西 山 明

これは正本である。

平成 29 年 9 月 7 日

庄原簡易裁判所

裁判所書記官 小田 浩 治

